

## 令和6年度住宅改修研修会【オンライン】 アンケート設問 解答

### 〔問1〕

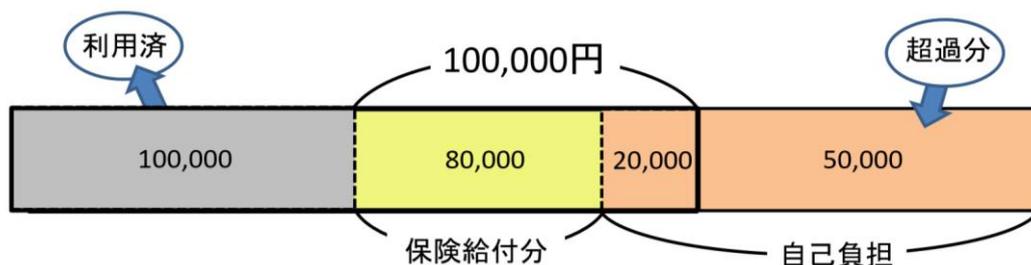
住宅改修の残額が10万円で、負担割合が2割の方がいる。総額15万円の工事を受領委任払で行う場合、本人が事業者を支払う金額はいくらでしょうか。

- 30,000
- 50,000
- 70,000
- 90,000

### 正解：70,000

利用者負担額が残額を超過する場合の計算になる。残額10万円の2割である2万円と、残額を超過した5万円、計7万円が正解となる。

(介護保険住宅改修における留意点について P9 参照)



### 〔問2〕

介護保険住宅改修の対象として適切なものはどれか、ひとつお選びください。

- 既存のウッドデッキを増設する工事
- 和式便座にスワレットをかぶせ、固定する工事
- 既存の手すりが折れたため、破損前と同じ場所に同じ材質の手すりを取り付ける工事
- スロープの設置に伴い、転落防止柵も設置する工事

### 正解：スロープの設置に伴い、転落防止柵も設置する工事

スロープの設置に伴い転落防止柵を設置するのは、段差の解消（スロープ）に伴う付帯工事であるため、対象となる。(P1 住宅改修費の対象となる項目 ⑥その他参照)

ウッドデッキ増設…住宅改修の項目対象外 (P19 Q&A C-13 参照)

スワレットの設置…住宅改修ではなく、福祉用具購入の対象 (P20 Q&A F-3 参照)

同じ手すりの設置…住宅改修の項目だが、破損による改修は対象外 (P15 Q&A B-2 参照)